

福島市未来戦略本部設置要綱

(設置)

第1条

「次世代文教都市」の実現に向け、客観的データに基づく政策判断と、市民との対話を基盤とした市民活動を掛け合わせ、「市民目線の新しいまちづくり」推進を図るため、「福島市未来戦略本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民の声及び客観的データの収集、共有及び分析に関すること。
- (2) まちづくりの方針等の協議・決定及び総合調整に関すること。
- (3) その他市民目線のまちづくりの推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は、斎藤副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、細萱副市長、上下水道事業管理者、教育長、代表監査委員、部長等(福島市部設置条例(昭和48年条例第30号)第1条に規定する市長直轄組織又は部の長の職にある者をいう。)、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めたときは、指名により、本部員以外の者について、会議への出席を求めることができる。
- 3 本部は、必要に応じて関係部局との連携を図るものとする。

(幹事会)

第6条 本部に、本部の所掌事務を補助するため、幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表のとおりとし、幹事長は未来戦略推進室長をもって充て、副幹事長は総務部次長及び財務部次長(財務担当)をもって充てる。

ただし、幹事が本部員を兼ねる場合は、当該幹事の代理として、当該幹事が指名する者を充てることができる。

- 3 幹事会は、本部に付議すべき事案等について、あらかじめ調査検討を行う。
- 4 幹事長が必要と認めたときは、指名により、幹事以外の者について、会議への出席を求めることができる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、政策調整部未来戦略推進室政策調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

別表（第6条関係）

幹事会（第6条関係）
危機管理室長
政策調整部次長兼未来戦略推進室長
デジタル改革室長
総務部次長
財務部次長（財務担当）
財務部次長（税務担当）
財産マネジメント推進室長
商工観光部次長
観光交流推進室長
農政部次長
市民・文化スポーツ部次長
文化スポーツ振興室長
環境部次長
環境施設マネジメント室長
健康福祉部次長
保健所副所長
こども未来部次長
建設部次長
都市政策部次長
会計管理者
議会事務局次長
教育部次長
消防本部次長
上下水道局次長（経営担当）
上下水道局次長（技術担当）
選挙管理委員会事務局長
監査委員会事務局長
農業委員会事務局長